

長島町農林水産物処理加工施設の指定管理者募集要項

1 目的

この要項は、地方自治法第244条の2第3項及び長島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、長島町農林水産物処理加工施設の管理運営を行うもの(以下「指定管理者」という。)を募集するために必要事項を定めるものとする。

2 指定管理者の指定

長島町農林水産物処理加工施設の指定管理者については、条例第4条の規定に基づき施設の管理運営を行わせるに最適な法人その他の団体を選定し、町議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 施設の名称等

- (1) 名称 長島町農林水産物処理加工施設
- (2) 所在地 鹿児島県出水郡長島町指江1551番地
- (3) 概要 建物 鉄骨平屋 延面積 483.25㎡
総敷地面積 2,050.44㎡

4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること

(株式会社等の法人である必要はなく任意の団体での応募も可能であるが、個人での応募は不可)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力有する者
- (3) 町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 町税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

5 応募方法

指定管理者指定申請書(別記様式)に必要書類を添えて長島町農政課に直接持参すること。

6 必要書類

- (1) 管理業務の計画書(書式自由)
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
納税証明書(任意団体の場合は代表者の納税証明書)
前事業年度の決算書(任意団体の場合は構成員の確定申告書の写し)
- (4) 申請者の人的能力を説明する書類
登記簿謄本及び定款(任意団体の場合は、団体の規約)
- (5) その他
役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

7 提出先 長島町役場農政課 TEL 0996-86-1136

8 提出期限(締切日) 令和6年3月22日(金)まで

9 管理運営の基本的な考え方

この施設は、町内で生産される農林水産物に付加価値を付けて販売することで町民の所得の増大を図り、また、加工体験と交流を促進することで交流人口の増大を図り、もって地域産業の活性化に寄与することを目的として整備された。その目的達成のために、長島町農林水産物処理加工施設にある設備を最大限に活用し、農林水産物の加工及び商品開発及びその促進に取り組む。

10 指定管理者が行う業務

- (1) 農林水産物の加工及び加工品の販売
- (2) 加工所利用の許可等に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるものの、町長が必要と認める業務

11 指定期間

指定期間は、指定を受けた日から起算して5年間(指定を受けた日が年度途中の場合は5年に達する年度前の3月31日まで)とし再指定を妨げないものとする。ただし管理を継続することが適当でないときとは指定を取り消すことがある。

12 指定管理者の収入

- (1) 利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- (2) 町は、管理運営に必要な経費として、1,150千円を上限とし委託料を支払う。但し町議会の議決を要する。

13 選定方法及び選定結果

- (1) 指定管理選定委員会で選定する。
- (2) 選定結果は各申請者に文書で通知する。

14 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者は、長島町議会の議決を経て決定(指定)する。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定書を締結する。

15 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写する。(使用は選定委員会に限る)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。